

工では五一%であった。これは、前二者がどの地域でも需要のある汎用性の高い職種であるのに対し、後者が当時のハレ（およびマクデブルク）で盛んな地域産業だったことの証拠である（<sup>50</sup>）。もう一つは最多の坑夫で、七四人中実に七一人がマンスフェルトの出身者だったことである。ハルツ地方の東端に位置するマンスフェルトは古くから銅や銀、カリ岩塩などの採掘が盛んで、そこで働く坑夫の一部が軍隊に糊口の道を求めるのである。第三連隊の生業欄に坑夫が、もつとも多かったのは、駐屯地域のこのような地域的特性ゆえであろう。それは、ヴエストファーレン駐屯の他連隊と比較するとより明らかである。そこでは生業の上位が仕立屋や靴職人、亞麻布織工といった職種で占められていて、坑夫は一人も見当たらないのである（<sup>51</sup>）。要するに、生業という項目には、連隊の駐屯地域の社会的・経済的特徴が反映していたのである。

〔結婚と家族〕 プロイセン兵士の結婚は、軍人王時代には、各中隊で既婚者数が三分の一以下になるよう制限されていた（<sup>52</sup>）。フリードリヒ大王の時代になると、このような結婚の量的制限はもはや姿を消した。一七四三年の歩兵隊規定は、外国人兵士と同国人兵士のそれぞれについて結婚許可証の発行条件を定めているが、いずれにおいても人数や割合を制限する文言はない。ハンネは外国人兵士の結婚について、それが兵士を領内に定住させる機会になるだけなく、脱走を防止し、人口増加をもたらす手段であるがゆえに歓迎されたと述べるが（<sup>53</sup>）、たしかに規定における外国人兵士の結婚許可の条件は、比較的緩いように思われる（<sup>54</sup>）。規範だけでなく実態もまた同様で、先行研究が示すとおり、一八世紀後半のプロイセン兵士の既婚率は四〇・六〇%ほどであった（<sup>55</sup>）。

それでは、一七九二年の第三連隊はどれほどの既婚率だったのだろうか。兵士一八〇〇人を対象にした場合、第三連隊の既婚率は五六・五%（一〇一七人）を示した。平均年齢や勤務年数と同様、この数値もまた、すでに知られている他連隊のそれと比べて高めである。もう少しきめ細かく見た時に指摘できるのは、出身地の項目ですでに見たように、外国人と同国人とで既婚率がかなり異なることである。前者は六七・五%、後者は四八・四%ときわめて大きな差がある（表6）。第三連隊の外国人兵士ラウクハルトは、他の軍隊に比べてプロイセン軍ではいつも簡単に結婚許可証を取得できると記しているが（<sup>56</sup>）、彼がこう述べる背景には、この連隊の外国人兵士の七割近い既婚率があつ

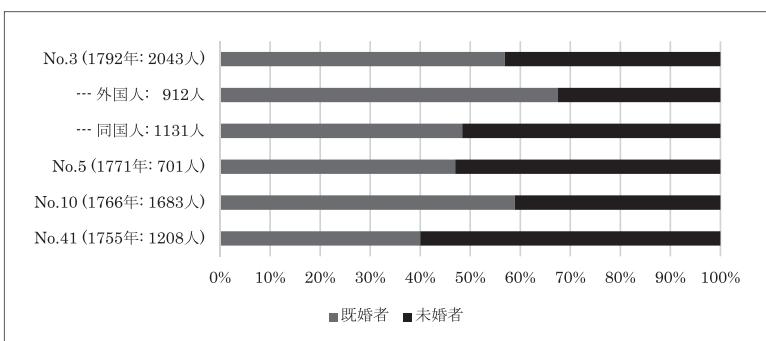
たのである。

近世の軍隊では連隊長や中隊長の意向に左右されることが多く、兵士の結婚もそうした領域の一つと考えられている<sup>57)</sup>。それゆえ中隊ごとの既婚率を調査したところ、もっとも既婚率の高い中隊が③（六二・七%）で、もっとも低いのは⑥（四九・七%）という結果であった。両者の差は一三%である。はたしてこの差異は、先の説を証明するに足る有意の数値と考えられるだろうか。ここでは判断の決め手に欠けるので即断は避けたい。

既婚兵士の家族関係を検討してみよう。既婚者で、子供を持つ兵士は七二・五%（七三七人）、子供のいない夫婦だけの兵士は二七・五%（二八〇人）であった。そして、兵士が持つ子供の数は平均一・二六人であつた。第三連隊の兵士の平均年齢が総じて高いことを考慮すると、この数値は先行研究の示す二人弱という数値とほぼ同等と考えられる<sup>58)</sup>。また試みに、五人以上の子供を持つ兵士を調べてみたところ、五一人がこれに該当した。もっとも子沢山の兵士には八人の子供があり<sup>59)</sup>、七人の子供を持つ者も七人いた。興味深いことに、これらの子沢山兵士を中隊別に分類すると、擲弾兵中隊とマスケット兵中隊とで差が生じた。前者が⑨六人、⑩一〇人、⑪六人、⑫五人であるのに対し、後者はすべて二人から四人までの間を推移したのである。なぜ擲弾兵に子沢山の者が多く、マスケット兵に少ないのか。残念ながらこれについても、ここでのわかな判断は留保したい。

以下、（下）に続く

表6 兵士の既婚率



出典：第五連隊のデータは Hanne, Regimentsbuch, S.24. 第一〇、第四一連隊は阪口「軍隊社会」44 頁による。

〔付記〕 本稿は、科学研究費基盤研究（B）「軍事史的観点からみた一八〇一九世紀における名譽・忠誠・愛国心の比較史研究」（課題番号二六二八四〇八九、研究代表者谷口眞子）および中央大学特定課題研究費「広義の軍事史の総合研究としての連隊史」の研究成果の一部である。

## 註

(1) 阪口修平「近世ドイツにおける『軍隊社会』について—基礎データを中心に」『中央大学文学部紀要』（史学）四六号、二〇〇一年、佐々木真「王権と兵士—フランス絶対王政期の兵士と王権の政策」『駒澤史学』四九号、一九九六年など。

(2) 阪口修平「近世プロイセン常備軍における兵士の日常生活—IU・ブレーカーの『自伝』を中心に」同編『歴史と軍隊—軍事史の新しい地平』創元社、二〇一〇年、田中良英「一八世紀前半ロシア陸軍の特質」『ロシア史研究』九二号、二〇一三年など。

(3) 辻本諭「一八世紀イギリスの陸軍兵士とその家族—定住資格審査記録を手がかりにして」『社會經濟史學』八〇卷四号、二〇一五年など。

(4) 鈴木直志「近世ドイツにおける軍隊と社会—『軍隊の社會史』研究によせて」『桐陰法學』六卷一号、一九九九年（同）『広義の軍事史と近世ドイツ集權的アリストクラシ一・近代転換期』彩流社、二〇一四年に再録）、辻本諭「一七世紀後半のイングランドにおける軍隊と地域社会—将兵と住民の日常的な関わりに注目して」『西洋史學』二十四号、

一〇一一年など。

(5) 「もとより実例はまだ少ない。ケース・スタディの積み重ねがまずもつて必要であり、そのなかでの常なる再検討が重要である」。阪口「軍隊社会」五五頁。

(6) 阪口「軍隊社会」二九頁以下、鈴木「広義の軍事史」九八頁以下。

(7) 田中良英は、わが国における広義の軍事史を次のように批判するが、けだし当を得た批判であろう。「日本の近世軍事史研究：が、しばしば『広義の軍事史』の意義を主張する際に、いわゆる『狭義の軍事史』研究との差別化を強調している一方で、軍隊の実態を正確に理解するためには、戦術や装備など、むしろ『狭義の軍事史』研究で扱われていた、戦場での具体的行動に関わる内容との接合が必要である」。田中「ロシア陸軍の特質」三頁。

(8) Stadarchiv Halle, HB, B 18, Bd. 1-2, 近世プロイセン軍については、第二次世界大戦で兵事文書館が空爆されて史料が焼失したが、近年、ブランデンブルク州立文書館や枢密文書館などの諸文書館が所蔵する同軍関連史料について、研究者による徹底した調査が行われ、大部の目録となつて結実した。J. Kloosterhuis / B. R. Kroener / K. Neitmann / R.

Pröve (hrsg.), Militär und Gesellschaft in Preußen. Quellen zur Militärsocialisation 1713–1806. Archivalien im Land Brandenburg, 3 Bde., Frankfurt a. M. 2014; Archivalien in Berlin, Dessau und Leipzig, 3 Bde., Berlin 2015. がそれである。なるべく市文書館は調査対象ではなかつたので、本稿で用ひる連隊簿はこの目録の中では触れられてゐない。

(9) 以下の叙述は、Wolfgang Hanne, Ein Regimentsbuch aus

dem Jahre 1771, in: *Rangirrolle, Listen und Extracte von ... des General-Lieut. von Saldern Infanterie Regiment Anno 1771*, Osnabrück 1986, S.2ff. に基づいてある。

(10) ノリには一五の欄が設けられており、それぞれ①名前、②身長、③年齢、④勤務年数、⑤出生地および出身地域、⑥再役の年、⑦宗派、⑧戦歴（オーストリア継承戦争・七年戦争・バイエルン継承戦争）、⑨負傷者、⑩生業、⑪結婚、⑫子供（息子・娘）、⑬一七五六年以前の入営、⑭未介護の傷病兵、⑮市門通行証（Thorpass）の有無、⑯前回の査閲以降の除隊、となつてゐる。

(11) 最後の一覧表では、①身長、②外国人兵士数、③新兵数、④再役兵数、⑤宗派、⑥戦歴、⑦負傷者、⑧生業、⑨結婚、⑩子供（息子・娘）、⑪一七五六年以前の在籍、⑫未介護の傷病兵、⑬前回の査閲以降の除隊、が中隊ごとに数値化されてゐる。

(12) 比較材料として用ひるのは、阪口「軍隊社会」における各種のデータに加え、主として W. ハンネの研究成果で連隊簿からみた近世プロイセン軍隊社会（上）（鈴木）

ある（彼の個々の研究論文については該当箇所の註に記したものや、そちらを参照のこと）。それ以外には、クロースターフース編集の史料集に収録されてゐる、一七六六年の歩兵第一〇連隊と一七七五年の歩兵第九連隊のデータを利用した。Jürgen Kloosterhuis, *Bauern, Bürger und Soldaten. Quellen zur Sozialisation des Militärsystems im preußischen Westfalen*, Münster 1992.

(13) 以下の数値は、Günther Gieraths, *Die Kampfhandlungen der brandenburgisch-preußischen Armee 1626–1807. Ein Quellenhandbuch*, Berlin 1964; Curt Jany, *Geschichte der preußischen Armee vom 15. Jahrhundert bis 1914*, Berlin 1928, 4 Bde., [ND] Osnabrück 1967. などを参考した。

(14) Reglement, vor die Königl. Preußische Infanterie, worin enthalten: die Evolutions, das Manual und die Chargirung und wie der Dienst im Felde und in der Garnison geschehen soll, auch wonach die sämtliche Offiziers sich sonst verhalten haben; desgleichen wie viel an Traktament bezahlet, und davon abgezogen wird, auch wie die Mundirung gemacht werden soll, 1743. 歩兵隊規定はその後幾度か改訂されたが（一七六六年、七三年、八五年）それらは必ずしもこの四三年の規定にわざかな変更を加えたものにすぎず、フリードリヒ大王時代を通じての四三年の規定が基礎をなしてゐる。

Christopher Duffy, *Friedrich der Große und seine Armee*, Stuttgart 2009, S.117.

- (15) 擲弾兵はもともと、文字通り爆裂弾を投擲して戦う兵士のことであり、危険で困難な任務をも遂行し、る精銳兵であった。投擲戦法は一八世紀の半ばにはすでに廃れていたものの、掷弾兵という言葉と「精銳兵」としての意味はその後も残り続けたのであった。ダフィーによれば「掷弾兵たる者、気軽に笑つたり愛想よくしてはならない」と古くからの規定に従つて、掷弾兵は絶じてひみく無愛想であつたところ。Duffy, Friedrich der Große, S.100. 彼らはやいに、一般兵とは異なる、同教帽のよくな帽子に強い誇りを持つていた。この帽子は、掷弾兵がまだ爆裂弾を投擲していた時代からのもので、掷弾の際に腕の動きを妨げず、頭を覆うことのできる実践的なものだった。掷弾兵については、大木毅『ドイツ軍事史—その虚像と実像』作晶社、110—16年、一四二頁以下も参考のよう。
- (16) Reglement von 1743, S.3f. 部隊属僚三人は次の人員である。歩兵隊規定の記載順に、連隊付宿舎巡 (Regiments-Quartiermeister) 一人、従軍牧師 (Feldprediger) 一人、法務係 (Auditeur) 一人、連隊付軍医 (Regiments-Feldscher) 一人、中隊付軍医 (Compagnie-Feldscher) 一人、連隊付鼓手 (Regiments-Tambour) 一人、オーボエ手 (Hautbois) 六人、笛手 (Pfeiffer) 六人、銃工 (Büchsenmacher) 一人、銃床工 (Schäfer) 一人、連隊付憲兵 (Profos) 一人。みなハレ<sup>ハレ</sup>。
- (17) Ebd., S.5.
- (18) Daniel Hohrath, *Friedrich der Große und Uniformierung der preußischen Armee von 1740 bis 1786*, Bd.2, Wien 2011.
- (19) Jutta Nowosadko / Sascha Möbius, Schule der Helden. Ervorstellungen adliger Offiziere des Regiments Alt-Anhalt in der Zeit des Siebenjährigen Krieges, in: E. Labouvie (hrsg.), *Adel in Sachsen-Anhalt. Höfische Kultur zwischen Repräsentation, Unternehmertum und Familie*, Köln 2007, S.173.
- (20) 連隊文化<sup>ハラハラ</sup>概念を提起したのはクローベスターーハーベトモ<sup>ハラハラ</sup>。Jürgen Kloosterhuis, *Legende, lange Kerls, Quellen zur Regimentskultur der Königsgrenadiere Friedrich Wilhelms I. 1713–1740*, Berlin 2003. また近年<sup>ハラハラハーネルハラ</sup>か問題に取り組<sup>ハラハラ</sup>。Frank Zieldorf, Weil so viele daran Anteil genommen... – Die preußischen Regimentsgeschichten von 1767 als Beispiel militärischer Erinnerungskultur, in: H. Carl / U. Planet (hrsg.), *Militärische Erinnerungskulturen vom 14. bis zum 19. Jahrhundert*, Göttingen 2012; Ders., *Militärische Erinnerungskulturen im Preußen im 18. Jahrhundert. Akteure-Medien-Dynamiken*, Göttingen 2016.
- (21) Hohrath, Friedrich der Große, S.24, Gieraths, Kampfhandlungen, S.11f
- (22) Otto Krauske, Friedrich Wilhelm I. und Leopold von Anhalt Dessau, in: *Historische Zeitschrift*, Bd.75, 1895; Ders. (bearb.), *Die Briefe König Friedrich Wilhelms I. an den Fürsten Leopold zu Anhalt Dessau 1704–1740 (Acta Borussica*,

(23) Hohrath, Friedrich der Große, Bd.2, S.24.

(24) Jany, Geschichte der preußischen Armee, Bd.3, S.241f.

(25) F. C. ラウカハルム『ドイツ人の見たフランス革命—

「従軍兵士の手記』上西川原章訳、白水社、一九九一年、二七頁。兵員録では、ラウカハルトはマスケット兵として、マンデルスロー中隊（第七中隊）の第一列一〇番に記入されよう。StAH, HB B-18-1, S.101/102.

(26) Jany, Geschichte der preußischen Armee, Bd.3, S.158f. ジの再編成は、フリードリッヒ・ヴィルヘルム二世（在位一七八六一九七）の治世当初における軍制改革の一環である。メ

レーハルト（Wichard von Möllendorff）とガルツ（Karl Alexander von der Goltz）によつて主導されたこの改革では、上級軍事委員会（Oberkriegskollegium）の創設など、国王の個人的力量に強く依存していた大王時代の軍隊のあり方を改めて集団指導体制を目指しただけでなく、軽歩兵部隊の増強など、軍事的トレンドの変化にも対応しようとした。Ebd., S.148ff.

(27) 連隊簿は、将校と部隊属僚の名簿の後、擲弾兵大隊、第一マスケット兵大隊、第二マスケット兵大隊、補充隊の順で下士官と兵士の名簿が記されている。この順序のため、中隊の記載は第一中隊ではなく、第九中隊から始まつている。

(28) 一一個の中隊の人数はすべて同じではない。ジの基本構造は、連隊簿からみた近世プロイセン軍隊社会（上）（鈴木）

成をとる中隊は、全体の半分にあたる②③⑥⑦⑩⑪の六個である。各大隊の四番目の中隊（④⑧⑫）には、基本構成で四人配属される砲兵が一人多く配属された（それゆえ）これら三個の中隊は一七〇人構成）。また各大隊の一番目の中隊（①⑤⑨）には、基本構成で三人配属の鼓手が四人（①は連隊鼓手、⑤⑨では大隊鼓手を担当する）と砲兵下士官（Kanonier Unteroffizier）一人が配属されている（それゆえ⑤⑨は一七一人）。さらに、これに加えて連隊長が指揮する①にはオーボエ手（Hautboist）が六人いるため、ジの中隊だけ一七七人になつてゐる。

(29) Jany, Geschichte der preußischen Armee, Bd.3, S.160. 一七八八年以降、狙撃兵にはサーベルや帽子に下士官と同じ房

をつけることが許されてゐる。

(30) 連隊簿の記載項目（註10）と照合すれば分かるように、以下で検討するのはすべての項目ではない。取り上げなかつた項目に関するところは、簡単にデータだけを記しておきたい。兵士一八〇〇人のうち、まず再役兵は七一人（すべて外国人）であった。負傷者は一人もいなかつたが、未介護の傷病兵は二三人を数えた。市門通行証の保持者は五三六人である。「前回の査閲以降の除隊」については、先行研究（阪口「軍隊社会」五〇頁以下、Hanne, *Regimentsbuch*, S.29.）との比較も可能なので本文で取り上げたかつのだが、前回の査閲がいつ行われたのか分からぬだけではなく、同欄に記入されている除隊理由に不分明なことが

いくつかあつたので、断念した。判明してゐるだけに  
ついて述べると、除隊者は全部で一三六人で、そのうち死  
亡による者が二五人、脱走者が九人であった。もっとも多  
いのは傷病者の五一人である。

(31) 一八世紀後半のプロイセンでは、一フィート=一一イン  
チ=一一・四センチである。なお、以前に筆者はゲーブハ

ルムのハムバッカ (*Gebhardt Handbuch der deutschen  
Geschichte*, Stuttgart 2001.) に従って、当時のプロイセン  
の「フィートを三一セハチで計算したが（鈴木「弘義の軍  
事史」一一三頁）」、ソリドはより厳密に一一・四センチで  
計算する。それゆえ前著の数値とは若干ずれてゐることを  
了承いただきたい。

(32) Wolfgang Hanne, Anmerkungen zur Körpergröße des  
altpreußischen Soldaten, in: *Zeitschrift für Heereskunde*, Nr.

354, 1991, S.43. 軽歩兵連隊と擲弾兵についてはやや低く、  
最も身長は五メートル（一七〇セハチ）であった。

(33) Friedrich der Große, Testament Politique-Politisches Testa-  
ment (1752), in: R. Dietrich (bearb.), *Die politischen Testa-  
mente der Hohenzollern*, Köln 1986, S.409.

(34) Reglement von 1743, S.7.  
(35) Duffy, Friedrich der Große, S.117f. 当時のマーコッパで使  
用された黒色火薬は射撃時に大量の煙を出し、兵士の  
視界を悪いため、小隊 (Peloton: 七〇人程度) 射撃を行  
う場合、三列 (膝撃ち一列、立射二列) より多い列での

一斉射撃は不可能だった。それゆえプロイセンでは軍事的  
合理性が極限まで追求され、予備の四列目を廃して三列と  
し、横隊をさらに伸ばして火力の強化を図ったのである。  
ちなみに、皇帝軍やフランス軍では四列編制がもつ少し後  
まで保持された。Georg Ortenburg, *Waffe und Waffenge-  
brach im Zeitalter der Kabinettskriege*, Koblenz 1986, S.126f.

(36) 第五連隊のデータは Hanne, Regimentsbuch, S.23. 第八連  
隊は Ders., Das Lebens- und Dienstalter des altpreußischen  
Soldaten, in: *Zeitschrift für Heereskunde*, Nr. 358, 1991, S.141.  
に拠る。

(37) Hanne, Lebens- und Dienstalter, S.142.

(38) 平均勤務年数四年は歩兵第一〇連隊（一七七六年・対象  
兵士数四五五人）、七年は歩兵第四一連隊近衛中隊（一  
七五四年・対象兵士数一一七人）のデータである。阪口「軍  
隊社会」三八頁。

(39) F. W. ハンク『ドイツ社会経済史』上業化以前の二  
イツ 柴田英樹訳、学文社一九九八年、一四二頁以下。

(40) 第五連隊のデータは Hanne, Regimentsbuch, S.23. 第九  
連隊は Kloosterhuis, Bauern, Bürger und Soldaten, S.227. に  
拠る。

(41) Hanne, Lebens- und Dienstalter, S.141.  
(42) Jany, Geschichte der preußischen Armee, Bd.3, S.160f.

(43) Ebd., S.161.  
(44) 内訳は、下士官五人、鼓手一人、砲兵一人、兵卒六九人